

後期第8問

(1) Xは、長女A(13歳)がいじめを受けていたにも関わらず、何も対応しなかったα中学校の教諭Bの所有に係る自動車(『被害車両』)に放火しようと企て、Aと共謀の上、平成30年11月27日午前2時頃、α中学校の敷地内に侵入し、駐車場に無人で停められていた被害車両にXがガソリンをかけた上、Aがガスライターで点火して放火した。

被害車両の周辺には、B以外の者の所有する自動車が2台停められており、また、同所には可燃性のゴミ約250キログラムが置かれていた(以下、2台の自動車及びゴミを合わせて『本件周辺物』という。)一方、上記駐車場から、B等が生活している教員宿舎までは15メートルほど離れていた。

Xは本件周辺物から被害車両が数メートル離れていたことから、被害車両に火をつけても本件周辺物に延焼することはないだろうと思っていた。しかし、現実には、被害車両内には50リットルのガソリンがタンク内に残存しており、タンクに引火した場合、被害車両が爆発し、本件周辺物に延焼する可能性があった。

XとAが点火して立ち去った後、被害車両から炎が上がり、その炎の幅が約10センチメートル、高さは約30センチメートルであったところを偶然通りかかったCが発見し、通報したため、数分後には、消防士による消火活動により、鎮火した。

(2) 同日午前8時頃、Xは、朝のニュースで上記放火について犯人を捜索していることが報道されていることを知り、このままでは捕まってしまうと思った。

そこでXは、実の弟Yに、「家族もあるし、俺は捕まるわけにはいかない。2000万円やるから、代わりに捕まってくれ」とお願いしたところ、Yは近所の交番に行き、自身が放火をした旨を伝えたが、既に防犯カメラの解析等から既にXに嫌疑が固まっていたことから、警察側になんら混乱は生じず、翌日Xは逮捕された。

X、Yの罪責を述べよ。

【参考判例：最高裁平成15年4月14日第三小法廷決定
最高裁平成元年5月1日第一小法廷決定】